中山町いじめ防止基本方針

平成２８年６月

中山町

中山町いじめ防止基本方針

目　次

◇はじめに…… 1

Ⅰ　いじめ問題に対する基本的な考え方…… 2
　１　いじめ防止等の対策に関する基本理念…… 2
　２　中山町いじめ防止基本方針の目的…… 2
　３　用語の定義…… 2
　４　いじめの認知…… 3
　５　子どもを取り巻く関係者の責務や役割…… 4
　　⑴中山町・中山町教育委員会の責務…… 4
　　⑵学校及び教職員の責務…… 4
　　⑶保護者の責務…… 5
　　⑷町民の役割…… 5
　　⑸子どもたちの役割…… 6
　６　いじめ防止等に係る組織…… 6
　　⑴中山町いじめ問題対策連絡協議会…… 6
　　⑵中山町いじめ問題専門委員会…… 6
　　⑶中山町いじめ重大事態再調査委員会…… 6
　　⑷学校の「いじめ等の対策のための組織」…… 6
　　⑸学校、家庭を支援する組織…… 7
　７　関係機関との連携…… 8
　　⑴警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携…… 8
　　⑵学校間の連携による協力体制の整備…… 8
　　⑶村山教育事務所、県教育センター等との連携…… 8

Ⅱ　いじめ防止等の基本的施策…… 9
　１　未然防止の取組…… 9
　　⑴児童生徒理解に基づくきめ細やかな教育の推進…… 9
　　⑵望ましい集団の育成と人間関係の構築…… 9
　　⑶学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進……１０
　　⑷学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進……１０
　　⑸児童生徒による主体的な活動の推進……１０
　　⑹教職員の資質能力の向上……１１
　　⑺ＰＴＡ組織を生かした取組の推進……１１
　２　早期発見の取組……１２
　　⑴早期発見のための基本的な考え方……１２
　　⑵早期発見のための具体的な組織的対応の推進……１３
　３　いじめへの適切な対応……１４
　　⑴いじめに対する基本的な対応……１４
　　⑵いじめ対応の基本的な流れ……１５

⑶いじめ発見時の迅速な組織的対応……１６
⑷いじめと認知した場合の対応……１６

Ⅲ　インターネット上のいじめへの対応……１９
１　インターネット上のいじめ……１９
⑴インターネット上のいじめ……１９
⑵ネット上のいじめの特徴……１９
⑶ネット上のいじめの類型……１９
２　未然防止の取組……２０
⑴情報モラル教育の充実……２０
⑵教職員の指導力の向上……２１
⑶家庭・地域、ＰＴＡとの連携……２１
３　早期発見・早期対応の取組……２２
⑴早期発見への取組……２２
⑵早期対応への取組……２３

Ⅳ　重大事態への対応……２５
１　重大事態の意味と基本的な対応……２５
⑴重大事態の意味……２５
⑵基本的な対応……２５
２　町教育委員会又は学校による対応……２６
⑴重大事態の報告……２６
⑵調査の趣旨及び調査主体……２６
⑶並行して行われる調査……２９
⑷調査結果の提供及び報告……３０
３　調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置……３０
⑴再調査……３０
⑵再調査を行うための組織……３０
⑶再調査の結果を踏まえた措置等……３０

Ⅴ　点検・評価及び基本方針の見直し・検討について……３１
１　中山町教育委員会が行う点検・評価……３１
⑴いじめ実績に関する調査結果の分析と考察……３１
⑵点検・評価の概要……３１
２　学校における点検・評価……３１
⑴学校評価を通して……３１
⑵教員評価を通して……３２
３　いじめ防止基本方針の見直し……３２

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人の「いのち」が輝いている人間として生きることが町民の願いである。教育の目的は人格の完成であり、学校は、自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する「いのち」の教育を大切に進めていく必要がある。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、これまでも学校において様々な取組が行われてきた。しかしながら、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生する可能性は、どこでも起こり得るという危機意識をもたなければならない。 学校は、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、誰でも加害者や被害者になり得ること、いじめはどこでも起こり得ることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう教職員が一致協力し、積極的にいじめ防止に取り組むことが求められる。

子どもは、友人関係や集団生活の中でかかわりをもちながら成長発達する。人間関係の問題の解決についても、子ども同士のかかわりの中で身に付ける部分が多く、このような経験をすることは大切なことである。しかし、すべてのトラブルや喧嘩に対して、大人が直接介入してしまっては、子どもの健全な成長の機会を損なってしまう場合も考えられる。また、トラブルや喧嘩といった様々な経験の中から、「他者への思いやり」を子ども自らが学んでいくことも必要である。これらのことから、教職員や周りの大人は、子どもの発達段階とその状況をしっかりと見極めながら、いじめやトラブルといった個々のケースに応じた適切な対応を行い、それを通して子ども自ら「他者への思いやり」を育むことができるよう指導しなければならない。

中山町の子どもたちが、「いじめはするだけではなく、見て見ぬふりをする行為も許されない」という認識をもち、「いのち」を大切にし、「思いやりや優しさ」をもちながら、たくましく生きる子どもに育つことを願っている。そのためにも、学校、ＰＴＡ、地域、関係機関等が連携し、「いじめは絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない」学校づくりと、いじめの未然防止や早期発見、早期解決の体制づくりが必要である。

このため、国において制定・策定されたいじめ防止対策推進法（平成２５年９月２８日施行、以下、「法」という。）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日策定、以下、「国の基本方針」という。）、県において策定された山形県いじめ防止基本方針（平成２６年４月策定、以下、「県の基本方針」という。）を踏まえ、中山町におけるいじめの根絶に向けた社会全体の気運を高め、学校・家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実効あるいじめ防止対策を進め、いじめの問題を克服していくために本方針を策定するものである。

中山町教育委員会

Ⅰ　いじめの問題に対する基本的な考え方

1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

中山町は、次に掲げる基本理念のもと、かけがえのない存在である子どもたち一人一人が、確かな学力を身に付け、心豊かで、たくましく成長していくこと、また、子どもたち一人一人が自信をもち、互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、家庭、地域及び関係機関等が、互いに信頼関係を構築し、それぞれの責務や役割を自覚して、いじめのない安心して豊かに生活できる社会の実現に向けて取り組むものとする。

⑴　いじめが全ての子どもたちに関係する問題であり、どの子どもにも起こり得るという認識のもと、いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に存分に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにする。

⑵　全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもたちの理解を深め、子ども集団の人権意識を高めるようにする。

⑶　いじめを受けた子どもの生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、広く社会全体でいじめの問題に真剣に取り組むようにする。

⑷　いじめのない学校や地域を実現するために、学校、家庭、地域及び関係機関等が、主体的かつ相互に協力しながら活動し、子どもに、自ら安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚させ、「いじめを許さない」子ども社会の実現に努める。

2　中山町いじめ防止基本方針の目的

中山町は、１において掲げた基本理念のもと、学校、家庭、地域及び関係機関等がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、いじめの防止等の対策をより実効的に進めるため、以下の取組について中山町いじめ防止基本方針（以下、「町基本方針」という。）を策定する。

⑴中山町・中山町教育委員会や学校における組織体制の整備
⑵いじめへの組織的な対応
⑶インターネット上のいじめへの対応
⑷重大事故への対応等に関する具体的な内容や運用
⑸点検・評価と不断の見直し

3　用語の定義

⑴いじめの定義

いじめの定義は、法第２条において次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

①「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

②「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

③「具体的ないじめの態様の例」

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団による無視をされる
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・金品をたかられる
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる　等

「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

⑵「学校」とは、中山町立学校設置条例（昭和３９年１２月２６日条例第２９号）に規定する学校をいう。

⑶「子ども」及び「児童生徒」とは、町内小・中学校に在籍する児童又は生徒をいう。

⑷「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

⑸「町民」とは、町内に居住する者又は町内に通勤、もしくは通学する者、また、町内において事業活動を行う個人及び団体等をいう。

⑹「学校の設置者」とは、学校においては中山町をいう。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条において、地方公共団体が設置する学校の設置及び管理に関することは、教育委員会において管理し、執行することとされている。

⑺「関係機関等」とは、県教育機関（村山教育事務所、県教育センター等）、警察、児童相談所、大学等の研究機関、その他児童生徒のいじめの防止等の対応に関係する機関及び団体をいう。

４　いじめの認知

いじめを認知するにあたり、表面的・形式的に行うことなく、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。その際、いじめには様々な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないように努める。例えば、いじめられていたとしても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していくようにする。

また、友人関係や集団生活の中で成長発達していく児童生徒に、その生活の中において、子ども同士のトラブルや喧嘩が起きることがある。「いじめ」から喧嘩は除くが、外見的には喧嘩のように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、平成１８年度分以降か

ら、いじめの認知件数の呼称は「発生件数」ではなく「認知件数」に改められた。併せて、いじめの定義（判断基準）についても大きく変わった。これは、単に「数字が多いのは問題」「数字を減らすことが大切」「数字が少なければよい」等と考えるのではなく、「数字の多寡にかかわらず、解消率が高いことが重要」「解消率が高いなら、数字が多いのはむしろ積極的に取り組んでいる証拠」と考えるべきだからである。

このことから、「認知件数」が少ない場合、教職員がいじめを見逃していたり、見過ごしていたりするのではないかと考えるべきであり、いじめにあたらないと早急に判断したり、児童生徒が置かれた状況を軽視したりすることなく、積極的に認知し、積極的に解消を図っていくという姿勢が求められる。

苦痛を感じている児童生徒が、一刻も早く安全で安心して豊かな生活を取り戻すことを第一に考えていく。

５　子どもを取り巻く関係者の責務や役割

⑴中山町・中山町教育委員会の責務

①町基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止等の必要な施策を総合的に策定し実施する。

②学校、家庭、地域、関係機関等の連携を強化し、日頃から社会全体でいじめの予防や対処に努める。

③いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実や関係機関との連携を強化、その他必要な体制の整備に努める。

④学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速にいじめを防止するための必要な措置を講じる。

⑤重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについての調査組織を設置し、調査を行う。

⑵学校及び教職員の責務

①学校は、国の基本方針、県の基本方針及び町基本方針を参考にして、いじめの防止等の取組に係る基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

ア）学校基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、認知した場合の対処、関係機関等との連携等について、具体的に対応策を示す。

イ）学校基本方針を策定するにあたり、いじめに付随して起こり得る不登校の問題や、インターネットやメールを介して起こる問題等に係る未然防止策や対応策についても検討するものとする。

ウ）いじめの当事者となり得る児童生徒自らが、よりよい人間関係の在り方やいじめの根絶に取り組む意識を高め、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校基本方針に児童生徒の考えや意志が反映されるように努める。

エ）いじめを認知した場合の対応や取組について、家庭をはじめ地域の関係者からの協力を得ることが考えられるため、ＰＴＡ組織等の考えや意志を反映させた方針を策定することが望ましい。

オ）学校は、定期的に、児童生徒の実態及びＰＴＡや地域の意見をもとにいじめ防止等の取組について見直し、学校基本方針の改善を図るものとする。

②児童生徒が、主体的・協働的に学ぶ学習など、教育活動全体の充実を図るとともに、家庭、地域との協力体制の構築を通して、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりに努める。

③いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識するとともに、大人の目に気付きにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、「いじめは絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない」ことや、いじめを受けている子どもを守り抜くことを表明し、管理職のリーダーシップのもといじめの防止等に組織的に取り組む。

④いじめが発生した場合には、早期に解決できるよう、迅速かつ組織的に対処するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

⑥教職員は、児童生徒が主体となって「いじめは絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない」学校をつくろうとする意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

⑦いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

⑶保護者の責務

①保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心して過ごせるよう愛情をもって育む。

②いじめが許されないことや「他者への思いやり」をもつことの大切さをしっかりと理解させるとともに、いじめはどの子どもにも起こり得ることを意識し、いじめ行為を行わないよう指導する。

③いじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように日頃から働きかけるとともに、子どもがいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

④いじめ防止等の取組を学校と連携して進めるとともに、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

⑷町民の役割

①地域ぐるみで子どもを見守り、安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

②子どもが地域の行事等に主体的に参加するよう配慮し、地域社会における自らの存在を認識し、人とかかわることの楽しさや大切さを学ぶことができるよう努める。

③子どもの成長、生活に関心をもち、いじめが疑われる場合には、家庭、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。

④子どもの健全育成に関わる諸機関においては、その役割を認識し、子どもの健やかな成長を願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

⑸子どもたちの責務と役割

①自らの目標達成に向けて、何事にも精一杯取り組むとともに、思いやりの心をもち、「いじめを絶対にしない、絶対にさせない、絶対に見逃さない」ようにする。また、自ら主体的にいじめのない関係づくりに努める。

②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

６　いじめの防止等に係る組織

⑴中山町いじめ問題対策連絡協議会

中山町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、中山町いじめ問題対策連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。構成員は、山形県中央児童相談所、山形地方法務局、山形警察署、学校、ＰＴＡ、町教育委員会、その他の関係者により構成する。

連絡協議会は、次に掲げることについて協議する。

①いじめ防止等のための有効な対策及び連携の強化に関すること
②いじめ防止等のための関係機関による啓発活動の促進に関すること

⑵中山町いじめ問題専門委員会

いじめ問題対策連絡協議会と町教育委員会との円滑な連携のもとに、町基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、中山町いじめ問題専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

この専門委員会は、弁護士、医師、心理、福祉、教育の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、公平性・中立性を確保する。

専門委員会は、次に掲げることについて必要な審議・提言及び調査を行う。

①町基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関すること
　町教育委員会において、いじめの実態把握のために行う調査による結果の分析と考察、いじめの防止等に向け実施している施策等について情報提供し、当該年度のいじめ防止等に向けた取組について点検・評価を受ける。
②法第２８条第１項に基づく、学校での重大事態発生時における調査に関すること

⑶中山町いじめ重大事態再調査委員会

中山町は、学校における重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、法第３０条第２項に基づき、町長が必要と認めるとき、当該重大事態の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うため、中山町いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

再調査委員会は、弁護士、医師、心理、福祉、教育の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者の意向を考慮しながら、公平性・中立性が保たれるよう努める。

⑷学校の「いじめ等の対策のための組織」

学校は、当該学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置

を実行的に行うため、いじめの防止等に組織的に対応するための中核となる常設の組織「いじめの防止等の対策のための組織（組織の名称は学校の判断による。）」（以下、「学校に置く組織」という。）を設置する。ただし、日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生徒指導部会」「教育相談部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものであり、「学校に置く組織」として機能させることができると考える。

①組織の構成員

より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教員の他、人権擁護員など地域内の人材に参加を求めることが望ましい。また、町教育委員会は、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等の人材確保に対する支援を行う。

なお、複数の教職員については、個々のいじめの防止、早期発見及び対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど柔軟に対応する。

構成員例 ◇校 内 職 員：校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教育相談担当員、部活動指導に関わる教職員等 ◇校外関係者：スクールカウンセラー、教育相談員等、ＰＴＡ代表、学校医、人権擁護員、可能であれば心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者等

②取組内容

この組織は、具体的には以下の取組等を行う。

ア）学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等

イ）いじめの相談・通報の窓口としての対応

ウ）いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有

エ）いじめの疑いに係る情報等があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と家庭との連携等の組織的対応

③組織の実効的な運用

この組織が実際に機能し、かつ状況に応じて機動的に運用されるよう、「構成員全体の会議」と「日常的な関係者の会議」に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫し、いじめの防止等の取組が実効的に行われるよう努める。

⑸学校、家庭を支援する組織

①県教育センターによる支援

いじめ事案への適切な対処のために、県教育センターが中心となって支援する体制を活用する。

※「２４時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」等の相談窓口の設置

②中山町教育委員会における教育相談員の配置

学校や家庭から発達障がいや不登校、いじめ問題等の相談を受付け、関係する学校及び指導主事が連携し対応する。

〇個別検査の実施に関すること

〇不登校・不登校傾向の児童生徒の実態把握と対応に関すること
〇適応指導教室への入級や対応・支援に関すること
〇いじめ等の問題に関する相談対応

③中山町教育委員会学校教育グループの指導主事による対応
学校や家庭からの相談を受付け、関係する学校及び指導主事が連携し対応する。

7　関係機関との連携

⑴児童相談所、法務局、警察、医療機関等との連携

①中山町は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備を図る。

②町教育委員会及び学校においては、児童相談所や法務局、山形警察署等、関係機関との適切な連携を推進する。

ア）町教育委員会及び学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、山形警察署に通報、相談する。

イ）学校や町教育委員会は、いじめを行う児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などに、児童相談所や法務局、山形警察署等、関係機関との適切な連携を行う。

ウ）学校や町教育委員会は、学校警察連絡協議会等を通じ、平素から、学校や町教育委員会と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

エ）町教育委員会及び学校は、教育相談の実施にあたり、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりする。

⑵学校間の連携による協力体制の整備

町教育委員会は、県または他市町の教育委員会等と連携し、いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合でも、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるよう支援する。また、小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるよう支援する。

⑶村山教育事務所、県教育センター等との連携

町教育委員会は、国、県の基本方針やいじめ防止等に関係する通知や指導を受け、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の取組等のいじめ対策の充実を図る。

また、いじめ防止等に関する取組や解決が困難な事案等において、連携が必要と判断する場合には、いじめ解決支援チームの派遣など支援を要請する。さらに、学校において重大事態が発生した場合には、学校及び町教育委員会の対応や調査について必要な支援を要請する。

【参考】村山教育事務所による支援
村山教育事務所に、学校におけるいじめの防止等に係る活動を推進し、かつ、解決が困難ないじめ事案への支援を目的とし、「いじめ解決支援チーム」が設置されている。
〈構成員〉
生徒指導担当指導主事、青少年指導担当、エリアスクールソーシャルワーカー（エリアＳＳＷ）
※上記に加え、必要に応じ弁護士やエリアスクールカウンセラー等の外部専門家を派遣できる。
【参考】県教育センターによる支援
県教育センターに、「２４時間いじめ相談ダイヤル」及び「メールによる相談」等の相談窓口が設置されている。また、町教育委員会や学校で行う研修会等への講師（指導主事）派遣事業が実施されている。

Ⅱ　いじめの防止等の基本的施策

１　未然防止の取組

⑴児童生徒理解に基づくきめ細やかな教育の推進

①児童生徒理解の推進

個々の児童生徒理解に基づいた適切な指導・支援を教育活動全体を通して組織的に行い、児童生徒が安全で安心して過ごせる学校づくりを推進するために、下記について努める。

ア）児童生徒の気持ちや状況の変化を捉えられるよう、日常的な会話や観察の他に、定期的なアンケート調査、個人面談、生活記録や日記等を取り入れること。

イ）家庭や地域にいじめに関する情報を発信すると同時に、児童生徒の気になる様子等について情報提供先や相談窓口を周知し、組織的に対応できる体制を整えること。

ウ）気になる児童生徒の情報等については担任が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校・学年等の組織として対応できる体制を整えること。

エ）Ｑ－Ｕテスト等の活用により、学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌になっていないか分析すること。

オ）特別支援コーディネーターを中心としながら、特別支援教育の視点を生かした児童生徒理解を進め、適切な人間関係の構築や集団づくりに生かすこと。

カ）管理職をはじめ、教職員の「危機管理能力」を高める研修を通して、資質・能力を高めること。

②きめ細やかな状況把握を踏まえた学級経営の充実

日常の行動観察や生活記録、Ｑ－Ｕテストやアンケート調査等の結果をもとに、児童生徒の実態を総合的に分析し、一人一人の気持ちの有り様をきめ細かく捉えていく。また、一人一人の有り様や学級集団の状況を学校組織として共有し、適切な指導・支援に結び付けることで、一人一人の児童生徒が安心して過ごせる学級づくりを推進する。

⑵望ましい集団の育成と人間関係の構築

「いじめは人間として許されない行為である」こと、「いじめを見て見ぬふりをする行為もいじめを助長

することにつながり許されない」こと等、いじめに対する児童生徒の理解を深めるようにする。加えて、教育活動全体を通して、コミュニケーション能力の育成と児童生徒間の相互理解が図られるよう努め、一人一人がお互いの良さを認め合い、互いに信頼し合って生活できる集団を育成していく。こうした取組により、どの集団においてもいじめの未然防止につながるような人間関係を構築していく。

⑶学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の推進と体験活動等の充実を図る。

各学校においては、道徳教育推進体制を整備し、学校教育全体を通じた道徳教育全体計画・道徳教育年間指導計画の活用と改善を推進していく。また、道徳教育の要となる道徳の時間においては、山形県道徳読み物資料集「いのちを見つめる」等を活用し、各小中学校における重点指導項目を定めて指導することを通じ、特に生命尊重や思いやりの気持ちを育み、望ましい人間関係を実現しようとする道徳的実践力を高めていく。

⑷学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

①学校における「いのち」の教育の実践

学校においては、教育活動全体を通じて、「かけがえのない生命の尊さ」と「人と人のかかわり」や「自らの生き方」の理解につながる教育活動を推進する。その際、「『生命』の大切さを学ぶ教育プログラム」（平成２５年３月山形県教育委員会）等を参考に、児童生徒の発達段階に応じて系統的に展開する。

②家庭における「いのち」の教育の実践

家庭においては、親子の温かいかかわりを通じて「自分は愛されている」「自分は認められている」等、児童生徒の自尊感情を高め、健全育成を図る。また、家庭における絆が、子ども達の学校や地域における良好な人間関係の構築につながっていることを十分に踏まえ、家庭内で大人から「爽やかなあいさつ」を交わすようにする。さらに、身近な動植物とのふれあい等、子どもの発達段階に応じて生命の尊さについて理解が進むよう働きかけていく。

③地域における「いのち」の教育の実践

地域においては、各家庭・学校との連携・協働を推進し、様々な交流活動等の充実により、自他を尊重する思いやりの心を育てるとともに、「人とかかわる楽しさ」や「人のために役立つ喜び」を実感させる。また、各地域における子どもの見守り活動等を通じ、子どもたちが安全に、安心して生活できる地域づくりを、各家庭・学校とともに推進する。

⑸児童生徒による主体的な活動の推進

いじめは大人の見えない子どもの世界で起きている。したがって、「いじめを絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない」学校を児童生徒が主体的に創っていくことが必要である。

各学校においては、「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることもいじめを助長することにつながる」等、児童生徒へのいじめに対する理解を深めるようにする。また、いじめの防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進するよう働きかけていく。さらに、児童会や生徒会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守等、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる

教育の推進を図る。

⑹教職員等の資質能力の向上

①生徒指導に関わる資質・能力の向上

生徒指導を十分に機能させるため、自己存在感を実感させ、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意した指導を学校の教育活動全体を通じて行う。また、個々の児童生徒への配慮等、深い児童生徒理解に基づく指導・支援を行う。その中で、児童生徒達の人間関係を慎重に見抜く危機意識、すなわち「いじめの芽」に気付く洞察力を高め、発覚したいじめについて確実に解消していくため「いじめの根っこ」を改善する指導の在り方や、いじめの未然防止に向けた学級経営等について、校内外における研修の機会を設定し、教職員の資質能力の向上に取り組む。

②特別支援教育、生徒指導に係る研修会や講座の実施

学校の通常学級に在籍し、学習障がいや注意欠陥多動性障がい、あるいは自閉症スペクトラム障がいが疑われる児童生徒の割合が年々増加の傾向にある。こうした障がいの特性により、人間関係の構築の困難さやこだわりの強さなどによるトラブルが発生する場合がある。それが、いじめ等の問題の原因となり集団や対人に対する不適応や不登校等の問題に発展することが心配される。このようなことから、児童生徒に対する適切な対応や支援・指導が必要であり、それに応じた教員の資質・能力の向上が求められる。

町教育委員会では、多くの教員が高い専門性を持ち、個々の児童生徒理解に基づいた配慮や障がいの特性に応じた対応ができるよう、研修会等を通して教職員の資質・能力の向上に取り組む。

⑺ＰＴＡ組織を生かした取組の推進

①学校・家庭・地域の連携の推進

学校・家庭・地域のそれぞれに関わるＰＴＡは、家庭内はもとより、地域において児童生徒の健全育成のための関係団体の中核となり、きめ細かく児童生徒を見守ることができる立場にある。また、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報の収集に努め、得られた情報は速やかに学校に伝達するなど、家庭と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努めていく。

②家庭教育での取組

保護者は子の教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭教育の中で児童生徒の規範意識を養い、いじめは決して許されないことであることを児童生徒の意識に植え付ける必要がある。このことから、ＰＴＡ組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに研修機会を充実させる。

③学校とＰＴＡが連携したネットトラブルに対する取組

各学校において、ＰＴＡや関係機関と連携の上、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図る。また、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催し、家庭におけるルールづくりの取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

2 早期発見の取組

⑴早期発見のための基本的な考え方

①事前の体制整備

いじめが認知された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめを行ったとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行う。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携が必要である。そのため、学校は、組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておく。

②教職員の意識向上

教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、児童生徒との信頼関係づくりや相談しやすい環境の維持などに努める。また、「いじめを見逃さない」「いじめに気付く」など、いじめに対する意識を高めておく。

ア）見えるいじめを見逃さない意識

いじめには、遊びやふざけあいを装いながら、言葉による攻撃や、軽く叩いたり蹴ったりなどの暴力等を伴って行われる比較的目に見えやすいいじめがある。こうした目に見えるいじめ、又は、いじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせ、いじめられている児童生徒の話をよく聴くことが重要である。その際、いじめられている側の児童生徒は、自尊心を維持するためや、加害側の児童生徒との人間関係によりいじめられていることを否定することもあることを忘れてはならない。いじめを行った児童生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害児童生徒の心情に寄り添って傾聴していくことが重要である。

イ）見えにくいいじめに気付く努力と工夫

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、インターネット上で行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを認識する。学校においては、いじめられている児童生徒の発するサインがたとえ小さくても見逃さないように努め、人間関係のトラブルを抱えていたり、嫌な思いをしていたりしていないか等、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、積極的に確認していく。

また、教職員は早い段階から複数で関わり、より多くの目で把握し、早期に対応できるように努める。いじめと疑われる行為を見て見ぬふりをして軽視することは絶対にあってはならない。

③いじめの早期発見のための対応と取組

ア）いじめに対する共通認識

・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であることを認識する。
・死角をつくらず、見えにくいいじめを見付けようとする意識を高める。

イ）「いじめを絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない」学校と学級づくり

・児童生徒と保護者に対し、「いじめは絶対にしない、絶対に許さない、絶対に逃さない」姿勢を明確に示す。

ウ）校内生徒指導体制・教育相談体制の充実

・日常のかかわりによる信頼関係の構築
・相談しやすい環境づくり

・「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」（平成１８年１０月１９日付け１８文科初第７１１号初等中等教育局長通知「いじめ問題への取組の徹底について」に添付）を活用しての点検の実施

エ）実態把握のためのアンケート等の実施と個別面談
・県教育委員会から示されている様式による年２回（６月頃・１１月頃）の実施
・各校独自の様式による「心のアンケート」や「生活アンケート」等の実施

オ）いじめ発見のチェックリストの活用と個別相談の実施
・県教育委員会の様式を参考に、教職員用と保護者用を作成・配付
・アンケートと併用しながら意図的・計画的に実態把握を実施

カ）相談窓口（連絡先）の設置と周知

キ）児童会や生徒会を中心とした主体的な活動の推進

ク）計画的・組織的な校内巡視の実施による見守り体制の充実

⑵早期発見のための具体的な組織的対応の推進

①教職員の迅速な情報共有
・いじめの芽を発見した際には、その情報を学校に置く組織に報告し、教職員間で情報を共有し迅速に初期対応に当たるなど、いじめの組織的な解決に向けた情報の共有化を図る。
・いじめに関する児童生徒の情報を共有し、それらの言動を複数の教職員の目で確認することで未然防止や早期発見につなげていく。
・教職員用チェックリスト等を活用し、児童生徒や学級の状況把握に努める。また、気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、校内組織に必ず報告・相談することで、組織的な対応を行う。

②学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり
・いじめに係る家庭用のチェックリストを作成し配付したり、いじめに関するアンケートを行ったりして、家庭と連携して児童生徒の状況把握に努める。
・校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせていくことに加え、共に児童生徒を見守っていくよう協力を依頼し、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりに努める。
・発見した「いじめの芽」については、各学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力してもらえるよう努める。

③児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり

ア）児童生徒、保護者が相談しやすい環境づくり
・生活の記録や個人ノート等、教職員と児童生徒の間で日常から行われている日記等を活用し、普段から交友関係や悩みを把握し、相談できるようにしておく。
・休み時間や放課後の雑談の場面、何気ない会話等を活用し、複数の教職員で児童生徒の様子に目を配り、声をかけやすいきっかけづくりに努める。
・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童生徒が日頃から相談しやすい環境づくりに努める。

・教職員が指導・支援する際に、児童生徒が自分の気持ちや思いを話したり、教職員の思いや考えを受け入れてもらえたりするように、常日頃からの信頼関係の構築に努める。

イ）定期的ないじめの実態を把握するアンケートの実施

・定期的ないじめの実態を把握するアンケート等により、児童生徒の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。
・アンケートの実施にあたっては、質問内容を工夫し、無記名式とするなどの配慮を行い、児童生徒が周りの児童生徒の様子を気にせずに記入できるようにする。
・アンケート調査によりいじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなど工夫をしていく。
・県教育委員会が示している年に２回のいじめ早期発見アンケートと面談を組み合わせて、いじめの実態把握を行う。
・アンケートなどの定期的な調査は、いじめの実態を把握する一つの手段であることを踏まえ、アンケート調査に偏ることなくチェックリストの活用や日常の教職員の観察、個人面談等を組み合わせながら、積極的かつ早期にいじめを認知し、いじめの問題が深刻化する前に確実に解消していくよう努める。

ウ）相談窓口の設置と周知

・児童生徒及びその保護者に、学校の相談窓口をはじめ、校外の様々な相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを啓発する。

町教育委員会の窓口 ◇教育相談（来所相談、電話相談） 県教育センターの教育相談窓口 ◇教育相談ダイヤル　◇いじめ相談ダイヤル　◇来所相談予約案内ダイヤル ◇教育相談メール

３ いじめへの適切な対応

⑴いじめに対する基本的な対応

①町教育委員会における基本的な対応

・町基本方針を踏まえ、いじめの早期解決に向けた迅速な対応等に関し、学校に対して必要な指導・助言を行う。
・いじめが発生した場合には、状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー、教育相談員を派遣するなどの支援のほか、専門員会を活用した調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けた迅速かつ組織的な対応を進める。
・いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意した上で出席停止を命ずるなど、適切な対応に努める〔学校教育法 第３５条 児童の出席停止〕。
・いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応を行うため、学校間の連携・協力体制の調整を行いながら、いじめの解消に向けた対応を進める。

②学校における基本的対応

・いじめの疑いやいじめに係る相談や情報が寄せられた際には、予断することなく積極的に認知し、

積極的に解消を図る姿勢で対応する。

・いじめの当事者や周りの児童生徒から事情を聞き取り、内容を記録するなど丁寧に対応する。
・いじめの発見・報告を受けた時には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに学校に置く組織を活用し、全教職員の共通理解のもと、迅速かつ組織的に対応する。
・いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対し当該児童生徒の人格の形成に主眼を置き、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
・学校は町教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や法務局、山形警察署等の関係機関とも連携しながら対応する。

⑵いじめ対応の基本的な流れ

①いじめを認知した場合、学校に置く組織に躊躇なく速やかに報告する。

②報告を受けた学校に置く組織においては、校長のリーダーシップのもと、おおよそ以下の流れで迅速かつ組織的に事案の対応にあたる。

ア）指導体制・方針の決定
イ）当該いじめに係る児童生徒に対する具体的な指導・支援等の対応の決定
ウ）家庭との連携の在り方の検討
エ）継続観察や見守りなど事後対応の決定

③校長は事実確認の結果について、責任をもって町教育委員会に報告するとともに、当該いじめに係る児童生徒の保護者に連絡する。

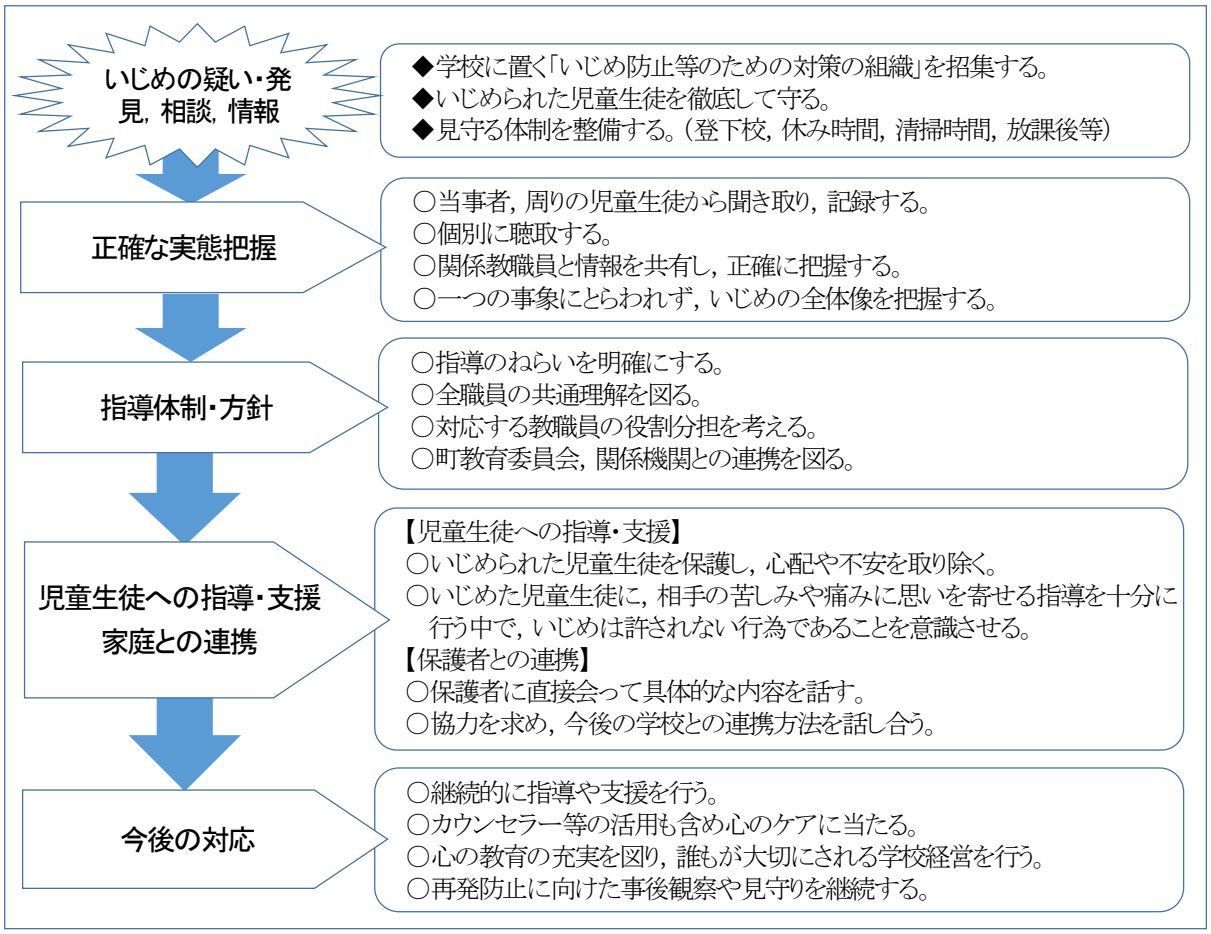

⑶いじめ発見時の迅速な組織的対応

・いじめの発見、報告を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに学校に置く組織に報告し、迅速かつ組織的に対応する。

・学校に置く組織においては、いじめられている児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、正確な情報を把握し、それを共有する。

・校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

・いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際には、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はもたず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童生徒の自尊感情を損なわないように留意する。

・推測や憶測によって性急に判断したり、軽視したりすることのないように丁寧に聴くようにする。

・児童生徒の個人情報の取扱いなど、プライバシーにも十分に留意しながら対応を行う。

・いじめの深刻化を防ぎ、早期解決を促すため、把握した事実の確実な記録化に努め、情報を共有し、指導方針や対応に生かす。

把握すべき情報等 ◇誰が誰をいじめているのか？……【当事者の確認】 ◇いつどこで起こったのか？……【時間の場所の確認】 ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？……【内容】 ◇いじめのきっかけは何か？……【背景と要因】 ◇いつ頃から、どれくらい続いているのか？……【時間】

⑷いじめと認知した場合の対応

①いじめられた児童生徒及びその保護者への対応

ア）いじめを認知した際の対応

・いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。

・いじめられた児童生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し、丁寧な対応をとる。

・事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

イ）いじめられた児童生徒への対応

・いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。

・いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導するなどの対応を行う。そうすることで、当該児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

・状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家の協力を得る。

・いじめが解決した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

ウ）いじめられた児童生徒の保護者への対応

・誤解を招かないように事実関係を適切に説明し、保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応

する。

・安心して学校生活が送れるようにすることを約束するとともに、その後の具体的な対応と経過については、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

・保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪し、解決に向けて協力してもらうなど、家庭と連携した対応が図られるようより確かな信頼関係の構築に努める。

エ）自殺につながる可能性がある場合の対応

・児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」に基づいた対応を行うとともに、関係機関と連携しながらチームによる対応を図る。

・いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

【参考】TALK の原則
Tell：言葉に出して心配していることを伝える
Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる
Listen：絶望的な気持ちを傾聴する
Keep safe：安全を確保する

②加害児童生徒及びその保護者への対応

ア）いじめを認知した際の対応

・いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

・謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うようにする。

・いじめた児童生徒に対しては、複数の教職員が連携し組織的に対応することで、いじめをやめさせ、その再発を防止する。

・事実関係を確認後、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得るようにする。

・学校と家庭が連携して適切な対応が行えるように、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

・必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。

イ）いじめた児童生徒への対応

・いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の不適切さや責任の自覚を促す指導を行う。

・いじめた児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた

児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第３５条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ）いじめた児童生徒の保護者への対応

・子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で丁寧に保護者に対応する。
・保護者を責めたり、事実や原因の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。
・いじめの事実関係を丁寧に説明し、保護者の理解を得た上で、いじめを受けた児童生徒への謝罪を行うなどの対応を促す助言をする。
・保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校は毅然とした態度で取り組む」ということを丁寧に説明し、理解してもらえるよう努める。
・必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③集団へのはたらきかけ

ア）児童生徒に対する指導

・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるよう努める。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童生徒に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり許されない行為であるという自覚を促す。
・はやしたてるなどの同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であり、決して許されないことを理解させる。
・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、「いじめは絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない」という態度を行き渡らせるように指導する。

イ）保護者に対する啓発

・状況に応じて、ＰＴＡ役員、町教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行い、事態の深刻化や再発の防止に向けた啓発を行う。
・個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応や方針等を説明した上で協力を求める。

④継続した指導体制の確立

ア）いじめの解決

・いじめの解決とは、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではない。いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。
・事態の深刻化や再発を防ぎ、安全で安心できる豊かな生活を取り戻すためにも、解決したかどうかの見極めは慎重に行う。

イ）いじめの解決に向けた指導体制

・いじめの解決に向けた指導方針や指導体制について、学校に置く組織において検討し、当該児童生徒間の関係の修復、集団活動の状況についての見守り等を続け、いじめが解決したと判断されるまで丁寧な指導を継続する。

・丁寧な指導を継続して行うことにより、全ての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ　インターネット上のいじめへの対応

１　インターネット上のいじめ

⑴インターネット上のいじめ

インターネット上のいじめ（以下、「ネット上のいじめ」という。）とは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版等に、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものである。ネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においてもネット上のいじめの特徴を理解した上で、未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

⑵ネット上のいじめの特徴

ネット上のいじめには、次のような特徴がある。

①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。

②インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。

③インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

④保護者や教師等の身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することは難しい。また、児童生徒の利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、実態を把握することは難しい。

⑶ネット上のいじめの類型

ネット上のいじめには、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際には、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合が多くある。

①掲示板・ブログ・プロフでの事例

ア）掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込み

インターネット上の掲示板やブログ（ウェブログ）、プロフ（プロフィールサイト）等に、特定の児童生徒の誹謗中傷を書きこむ。

イ）掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載

掲示板・ブログ・プロフに、本人に無断で実名や個人が特定できる表現を用いて、電話番号や写

真・動画等の個人情報を掲載する。そのために、迷惑メールが届くようになったり、個人情報に加えて、容姿や性格等を誹謗中傷する書き込みをされたりする。

ウ）特定の児童生徒になりすましてインターネット上で活動を行う

特定の児童生徒になりすまして、無断でプロフなどを作成し、その特定の児童生徒の電話番号やメールアドレスなどの個人情報を掲載した上、「暇だから電話して」などと書き込みをする。個人情報を掲載された児童生徒に、他人から電話がかかってくるなどの被害がある。

②メールでの事例

ア）メールを用いた特定の児童生徒に対する誹謗中傷

誹謗中傷のメールを繰り返し特定の児童生徒に送信する。インターネット上から、無料で複数のメールアドレスを取得できるため（サブアドレス）、いじめられている児童生徒には、誰からメールを送信されているのか判らないことがある。

イ）「チェーンメール」による悪口や誹謗中傷

特定の児童生徒を誹謗中傷する内容のメールを作成し、「複数の人物に対して送信するように促すメール（チェーンメール）」を、同一学校の複数の生徒に送信することで、当該児童生徒への誹謗中傷を広げる。

ウ）「なりすましメール」による悪口や誹謗中傷

「なりすましメール」とは、第三者になりすまして送るメールのことを言い、児童生徒でも簡単に送信することができる。クラスの多くの児童生徒になりすまして、誹謗中傷などのメールを特定の児童生徒に何十通も送信する。

③ＳＮＳを利用した事例

ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）を介して誹謗中傷の書き込みを行ったり、画像や動画の送信からトラブルに発展したりする。ＳＮＳのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなど、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」にする。

④その他

口こみサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報の書き込み、画像の投稿等をされ、個人情報が誹謗中傷の対象として悪用される。

２　未然防止の取組

⑴情報モラル教育の充実

①児童生徒に対する指導の充実

児童生徒の発達段階に応じた教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用し、学校体制による意図的、計画的な指導を行い、情報モラル教育の充実を図る。

②児童生徒及び保護者に対する啓発

ネット上のいじめに対する未然防止や効果的な対応についての啓発を図るため、児童生徒及び保護者を対象とした「インターネットの有効利用の在り方」や、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深めるための研修会や講演会を実施する。

⑵教職員の指導力の向上

教職員が、インターネット上のいじめの現状等の理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、研修会等により指導力の向上及び啓発を図る。

また、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの提供等により、新たな形態のいじめが起こることも予想される。そのため、常に最新の動向の把握に努め、新たな問題が発生した際に迅速な対応ができるように努める。

⑶家庭・地域、ＰＴＡとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し、未然防止や早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。そのために、児童生徒のインターネット利用の実態や危険性について保護者に周知し、ネット上のいじめへの対応と家庭における取組の重要性について啓発していく。

①学校の取組

学校においては、保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行う。また、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求め、家庭・地域との連携を図る。

②家庭の取組

各家庭においては、子どものインターネット利用状況を把握し、ニュースや新聞記事等からネット上のいじめやインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるよう努める。また、子どもの発達段階に応じてインターネットの利用に関し家庭におけるルールづくりを行うと同時に、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、制限していくことなどについてもよく話し合う。このようなペアレンタルコントロールにより、児童生徒がネット上のいじめにおいて被害者にも加害者にもならないよう努めていく。

◆ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウエブサイト等を、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限のこと。また、その機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「パレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「パレンタルロック」ともいう。

◆ペアレンタルコントロールの例

ｉ）家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
ii）保護者による継続的な見守りを行う。
iii）危険性の教育を行う。
iv）フィルタリングの設定を行う。
ｖ）表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記ｉ）～ｖ）等により、子どもの発達段階に応じて情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

③ＰＴＡの取組

ＰＴＡにおいては、研修会のテーマや学級・学年懇談会等の話題としてネット上のいじめやインターネット等に関する家庭での取組などについて取り上げ、未然防止に向けた啓発を図る。また、ネット

上のいじめの未然防止に向けた活動を各学校や地域と連携しながら、実態に応じて推進していく。

３　早期発見・早期対応への取組

⑴早期発見への取組

①「ネット上のいじめ」に気付く工夫と努力

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が考えられることから、現実での人間関係をしっかりと把握することがネット上のいじめの早期発見にもつながる。したがって、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童生徒の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気付く努力が必要である。

各学校においては、常日頃からの児童生徒理解と行動観察による情報の蓄積に加え、いじめ発見のチェックリストやアンケート調査・個別面談等により実態把握に努める。

②「ネット上のいじめ」についての相談体制の整備

ネット上のいじめは、もともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気付かないところで進行する場合がある。このため、各学校においては、インターネットを利用している児童生徒が、自分自身又は身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を日頃から築いておく。また、学校の相談窓口以外に、県や町の関係機関の窓口や相談ダイヤル、法務局の取組等を周知し、一人で悩まず声を出すなどの積極的な相談について啓発していく。

③学校・家庭・ＰＴＡによるネットパトロールの実施

早期発見の観点から、町教育委員会及び学校、ＰＴＡ等が連携し、学校の状況に応じて学校ネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、家庭によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備する。

【参考】

◆ネットパトロール

学校非公式サイトやブログ、プロフ等に、誹謗中傷の書き込みが行われ、ネット上のいじめ等が起こっていないか、チェックすることを「ネットパトロール」と言う。

◆ネットパトロールの具体的な方法

ⅰ）google や yahoo 等の検索エンジンを利用し、「学校名（略称等もある）」「地域」「掲示板」等のキーワードを組み合わせて検索する。

ⅱ）無料掲示板やＳＮＳ等で学校別掲示板を探す。

ⅲ）非公式掲示板検索サイト（学校裏サイトチェッカー等）を利用する。

ⅳ）検索によりヒットしたサイトのリンク先をさらに同様の方法で検索する。 等

④その他

パスワード付きサイトやＳＮＳ、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

⑵早期対応への取組

①早期における基本的な対応

・学校では、児童生徒や保護者からの相談によりネット上のいじめを把握する場合が多い。また、児童生徒の様子の変化から把握する場合もある。このことから、児童生徒が出すサインを見逃さないように目を配ったり、児童生徒の声を丁寧に聴いたりしていく。

・インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局に協力を求める。

・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山形警察署に通報し、適切な援助を求める。

②掲示板への不適切な書き込みや画像・動画の掲載への対応

ア）書き込み内容や掲載内容の確認と保存

誹謗中傷等の書き込みや画像・動画等の掲載についての相談や連絡が児童生徒や保護者等からあった場合、各学校又は町教育委員会においてその内容を確認する。その際には、書き込みや掲載のあった掲示板のＵＲＬ、不適切なメール等を記録するとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。携帯電話での誹謗中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

確認する内容等

◇いつ頃‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥【時期】
◇誰が‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥【当事者の確認】
◇どんな内容の書き込み、メール、画像・動画か‥‥‥‥‥【手段と内容】
◇何回ぐらい‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥【回数】
◇どのような対応（行動）をしたか‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥【対応】

イ）掲示板等の管理者への削除依頼

掲示板等の管理者へ削除依頼を行い、削除してもらうようにする。削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるため、事前に「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認する。削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスを使用する。また、削除依頼について、個人の所属・氏名等を記載する必要はなく、掲示板等の管理者に、個人情報を悪用されることなどがないよう注意する。

ウ）掲示板等のプロバイダへの削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

エ）削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合には、削除依頼に、削除が必要なＵＲＬや書き込みナンバー等の記載がされていないなどの不備がなかったか内容を確認する。不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼を再度行う。それでも削除されない場合は、山形警察署や法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

③警察との連携

ネット上のいじめの問題に対する適切な内容や解決が困難な場合における早期の支援体制を整備するため、学校・警察連絡制度を活用し、山形警察署と相互に連絡をとったり、法務局に相談したりするなど連携を図る。

【参考】法務局の取組

インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、以下のような取組を行っている。

・掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法等、事案に応じた適切な助言
・被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合、表現の自由に配慮しつつ、法務局からプロバイダ等に対する削除要請

④児童生徒への指導

児童生徒がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童生徒に対して指導を行う。

ア）掲示板やメール等を用いて誹謗中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第２３０条「名誉毀損」、第２３１条「侮辱」等）であり、決して許される行為ではないこと。

イ）書き込み等が悪質な場合などには、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人等の重大犯罪につながる場合もあること。

ウ）掲示板等への書き込みなどは匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。

エ） 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながること。

⑤チェーンメール等への対応

一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメールを、チェーンメールという。ネット上のいじめに分類される誹謗中傷に関するもの以外にも、様々な内容のものがある。メール中に、「このメールを○○人に転送してください」というような内容が書かれているものは、すべてチェーンメールである。

児童生徒には、以下のような内容を踏まえ、チェーンメールが送られてきても削除して構わないことを指導する。

ア）携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したかもしくは転送しなかったかについて、第三者が知ることは通常の方法ではできないこと。

イ）チェーンメールの内容は架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと。

ウ）チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので絶対に転送しないこと。

エ）チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗中傷する内容が含まれているものを転送した場合、自分自身もネット上のいじめの加害者となること。

オ）チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにすること。

カ）チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係であり、こちらから連絡しないこと。

キ）チェーンメールに書かれているウェブサイトのアドレスにはアクセスしないこと。出会い系サイトやアダルト系サイト等の大変危険なサイトにつながる場合があること。

Ⅳ　重大事態への対応

１　重大事態の意味と基本的な対応

⑴重大事態の意味

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

①いじめにより当該児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース
・児童生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合　等

②いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」
年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこの限りではない。

③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

「保護者からの申立て」
保護者からの申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

④上記①～③以外の事案について、当該学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

⑵基本的な対応

①校長は、重大事態が発生したと判断した際は、直ちにその旨を町教育委員会に報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには、直ちに山形警察署に通報する。

②町教育委員会又は学校は、重大事態が発生した場合には、法第２８条の規定に基づき、速やかに事実関

係を明確にするための調査を実施する。

ア）この調査を行う主体や調査組織については、町教育委員会において判断する。

イ）初期アンケートは３日以内に実施する。

③町教育委員会が主体となって上記⑵の調査を行う場合は、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、学校が主体となって上記⑵の調査を行う場合、町教育委員会は必要な指導及び支援を行う。

④町教育委員会及び学校は、当該児童生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

⑤重大事態への対処に当たっては、次に掲げることを基本的な姿勢として取り組むものとする。

「重大事態への対処の基本的な姿勢」
○いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
○児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢をもつ。
○調査は、迅速かつ計画的に行う。
○児童生徒及び保護者に十分に説明し、了承を得ながら対応する。
○児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

２　町教育委員会又は学校による対応

⑴重大事態の報告と調査

①重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、町教育委員会を通じて町長に対して事態発生について報告する。町教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。

また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには、直ちに山形警察署に通報する。

②重大事態の調査

学校又は町教育委員会は、重大事態が発生した場合には、法第２８条の規定に基づき、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは３日以内に実施）

⑵調査の趣旨及び調査主体

①調査の趣旨

法第２８条に規定する調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。

②調査主体

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、町教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調

査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施するとともに、対応に係る指導助言や人的配置を行う。

学校が調査主体となる場合であっても、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導助言、また、人的配置を含めた適切な支援を行う。

③調査を行うための組織

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査を行うため、そのもとに組織を設ける。

町教育委員会が調査主体となる場合、調査を行うための組織を専門委員会とする。この組織は、弁護士、医師、心理、福祉、教育の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。

学校が調査主体となる場合、調査の迅速性を図るため、学校に置く組織等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

④事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為の以下に関する事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

明確にする事実関係等
○いつ（いつ頃から）……………………………………〔時期〕
○誰から行われ………………………………………〔当事者〕
○どのような態様であったか……………………………〔態様〕
○いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか･･･〔背景〕
○学校・教職員がどのように対応したか…………………〔対応〕

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。従って、たとえ不都合なことがあったとしても、学校及び町教育委員会は、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨むものとする。また、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組むものとする。

⑤児童生徒への調査にあたって

ア）いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、当該児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、当該児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。また、当該児童生徒の身体、心情等には十分配慮するとともに、場合によっては当該児童生徒から直接聞き取りを行わないという判断をする場合もあり得る。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校が行う場合であっても町教育

委員会がより積極的に指導、支援にあたり、関係機関ともより適切に連携し対応していく。

イ）いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、当該保護者に今後の調査について協議し、迅速に調査に着手する。調査は、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などの方法により行う。

ウ）自殺が起こった場合の背景調査における注意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意するとともに、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

・背景調査にあたり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
・亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、町教育委員会及び学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
・詳しい調査を行うにあたり、町教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
・調査を行う組織については、弁護士、医師、心理、福祉、教育の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性の確保を図る。
・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析・評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
・学校が調査を行う場合において、町教育委員会は情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
・情報発信や報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道の在り方について注意する。

【参考】WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言

○控えてほしいこと

・遺体や遺書の写真を掲載する。　・自殺方法を詳しく報道する。

・単純化した原因を報道する。　・自殺を美化したりセンセーショナルに報道したりする。

○積極的にしてほしいこと

・精神保健の専門家と緊密に連絡を取る。

・自殺に関して「既遂」（completed）という言葉を用い、「成功」（successful）という言葉は用いない。

・自殺に関連した事実のみを扱う。

・一面には掲載しない。

・自殺以外の他の解決方法に焦点を当てる。

・電話相談や他の地域の援助機関に関する方法を提供する。

・自殺のサインについての情報を伝える。

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」より

（平成２６年度７月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

⑥児童生徒及び保護者、地域への配慮

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。町教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

⑦質問紙調査の留意点

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置く。従って、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

⑧その他の留意事項

法第２３条２項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、町基本方針Ⅱの３により、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、町基本方針Ⅱの３による実態把握のみでは重大事態の全貌の事実確認が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、実態把握のための調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。

⑶並行して行われる調査

従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第２８条第１項の調査に並行して、町長による調査を実施することもあり得る。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう法第２８条第１項の調査主体と並行して行われる町長による調査主体とが連携して行う。例えば、アンケートの収集などの初期調査を町教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を並行して行われる町長による調査で実施する等、適切な役割分担について検討して行うものとする。

⑷調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒・その保護者に対する適切な情報提供の責任

町教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。これを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。この際、町教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。また、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

②調査結果の報告

調査結果は、町教育委員会を通じて町長に報告する。また、調査の報告に当たっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

３　調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

⑴再調査

上記２⑷②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときには、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

⑵再調査を行うための組織

重大事態の再調査が必要と町長が認めた場合には、再調査委員会を設置する。その構成員は、弁護士、医師、心理、福祉、教育の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、いじめの被害にあった児童生徒及びその保護者の意向を考慮しながら、公平性・中立性が保たれるよう努める。

再調査についても、町教育委員会及び学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

⑶再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、町教育委員会においては、例えば、指導主事等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、より適切な方策を検討する。町長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置を検討する。

また、再調査を行ったとき、法第３０条３項に基づき、町長はその結果を議会に報告するものとする。

議会への報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、町において適切に設定するが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

Ⅴ　点検・評価及び基本方針の見直し・検討について

1　中山町教育委員会が行う点検・評価

⑴いじめの実績に関する調査結果の分析と考察

町教育委員会においては、県教育委員会が行う「いじめ・不登校・学級経営・虐待等の実態調査と、文部科学省で行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果を分析・考察し、当該年度におけるいじめの認知状況、解消状況、態様等から、いじめの防止等に関する必要な指導・支援を行うとともに、町におけるいじめ防止等に関する活動に反映させていく。

学校においても、上記諸調査における結果を分析・考察し、学校におけるいじめ防止等に関する活動に反映させていくように指導する。また、年度末に、いじめ防止対策に係る取組について、各学校の状況を点検し、改善を促していく。

⑵点検・評価の概要

①基本方針に基づく施策の実施

②実態把握

ア）いじめに関する定期調査

イ）未解消事案の追跡調査

ウ）重大事故（犯罪行為等）及びネット上のいじめ等の把握

エ）学校における取組の点検・評価

③連絡協議会における点検・評価

ア）町基本方針に基づくいじめ防止等のための対策に関すること

イ）学校の取組に関すること

ウ）その他必要な事項に関すること

④町教育委員会附属機関「専門委員会」における点検・評価

ア）学校での重大事態への対応に関すること

イ）学校での重大事態発生時における調査に関すること

⑤施策の見直し、取組の改善

2　学校における点検・評価

⑴学校評価を通して

町教育委員会は、学校が、学校評価においていじめ問題を取り扱うことに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

①学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さずその実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、それに対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その結果を踏まえその改善に取り組むこと。

・学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。

・日頃より、いじめの実態把握に努め、児童生徒が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学校の状況を学校組織として共有できているか。
・各学校のいじめ防止基本方針や取組について、家庭や地域と共有し理解や協力を得ているか。
・いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

②学校におけるいじめ防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行うこと。

⑵教職員評価を通して

町教育委員会は、学校が、教職員評価においていじめ問題に関する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

①いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をしているかどうかを評価すること。

②学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうかを評価すること。

３　いじめ防止基本方針の見直し

中山町及び町教育委員会は、法の施行状況や国や県の基本方針の変更等を勘案し、町基本方針の総点検を行い、必要があると認められたときは、その結果に基づいて改訂の措置を講じる。